

農薬の蚕に対する影響に関する審査ガイダンス

(令和4年3月22日付け3消安第6699号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)

目次

第1	目的	2
第2	基本的な考え方	2
第3	用語解説	2
第4	蚕に対する影響に関する審査	2
第5	審査結果の農薬登録への反映	3
別紙	蚕影響審査スキーム	

第1 目的

本ガイドランスは、農薬使用時における蚕への影響の審査に関する基本的な考え方を提示するものである。

第2 審査の基本的な考え方

蚕は室内で飼育されるため、農薬の主な暴露経路は餌となる桑葉を經由した経口暴露である。このことから、農薬を処理した桑葉を蚕に給餌する試験（以下「残毒試験」という。）により影響を確認し、必要な注意事項を定めることとする。

第3 用語の説明

減蚕率：供試蚕数に対する死亡蚕数の割合

結繭率：供試蚕数に対する結繭の割合

健蛹率：供試蚕数に対する生存蛹数の割合

繭重：蛹と脱皮がらを含む繭の重量

繭層率：繭重に対する繭層重（繭がらのみの重量）の割合

上 蔴：繭を作らせる場所に蚕を移すこと

第4 蚕に対する影響に関する審査

農薬の使用方法等に基づいて、蚕に対する影響を審査する（別紙 蚕影響審査スキーム参照）。

1. 桑（養蚕の飼料用の桑。食用桑を除く。以下、同じ。）への適用がある場合

- (1) 残毒試験が、製剤を用いて桑の使用方法の最高薬量（濃度）で実施されていること。
- (2) 提出された残毒試験の結果に基づき蚕への影響が認められなくなるまでの日数（以下「安全日数」という。）を確認する。影響が認められなくなる場合とは、以下により総合的に判断する。
 - ① 無処理区の結果を考慮して補正した処理区の累積減蚕率が 20%未満であること。
 - ② 無処理区の結果を考慮して補正した処理区の結繭率、健蛹率、繭重及び繭層率の全てが 80%以上であること。
 - ③ 無処理区に対する処理区の試験開始から上蔴までの平均発育日数の遅延が 7日未満であること。
- (3) 安全日数が 60日を超える場合は、桑葉を養蚕の飼料として使用できないと判断し、使用時期を「発芽前」等、葉のない時期に限定する。
- (4) 安全日数が 60日以下の場合は、注意事項を記載する。
- (5) 農薬を使用した直後の桑葉を蚕に与えても、影響が認められない場合には、注意事項は不要とする。

2. 桑への適用がない場合

(1) 殺虫剤及び殺菌剤は、使用したほ場周辺の桑に飛散した場合、蚕に影響を及ぼすおそれがあるため、飛散防止に係る注意事項を記載する。

ただし、殺虫剤及び殺菌剤であっても、ア又はイに該当する場合、注意事項の記載は不要とする。

ア 以下の①～③に該当する等、蚕に対して影響を及ぼさないことを確認できる科学的な知見等が提出されている場合、

- ① 「農薬の登録申請において提出すべき資料について」(平成 31 年 3 月 29 日付け消安第 6278 号農林水産省消費・安全局長通知) に準じて実施された試験
- ② 人工飼料を用いた経口毒性試験等の結果
- ③ 農薬登録申請に先立ち実施されたスクリーニング試験等の結果

イ 桑葉に飛散するおそれはないと考えられる次の①から⑥に該当する場合、

- ① 誘引剤等、当該農薬の成分物質が封入された状態で使用される場合
- ② 忌避剤、殺そ剤、ナメクジ駆除剤等、配置して使用される場合
- ③ 倉庫、温室等の施設内でのみ使用される場合
- ④ 土壌に施用される場合、田面水に施用される場合(投入、滴下、水口処理)、育苗箱に施用される場合、粉衣など種子等に直接付着させて使用される場合、又は適用農作物に塗布若しくは適用農作物の樹幹に注入して使用される場合
- ⑤ エアゾル剤等、一度に広範囲かつ多量に使用することがない場合
- ⑥ 剤型が粒剤の場合

(2) 殺虫剤及び殺菌剤以外については、注意事項は不要とする。

第 5 審査結果の農薬登録への反映

第 4 の 1. 及び 2. の審査結果に基づき、以下の (1) 及び (2) のとおり、蚕に対する注意事項を記載する又は使用できる時期を限定する。

(1) 桑の適用がある農薬

- ① 蚕への安全日数が 60 日以下の場合
・「蚕に対して影響があるので、桑に使用後〇日間は給桑しないこと。」等の注意事項を記載することにより、安全日数を示す。
- ② 蚕への安全日数が 60 日を超える場合
・使用時期を「発芽前」等、葉のない時期に限定する。

(2) 桑の適用がない農薬

「蚕に対して影響を及ぼすおそれがあるので、養蚕で使用する桑葉にかからないようにすること。」等の注意事項を記載する。

蚕影響審査スキーム

